

2013年11月25日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

## 要望書

### (1) 生活保護制度の改悪をやめ、改善を

安倍内閣による大幅な生活保護予算の削減、「水際作戦」・「利用抑制策」・「引き締め策」の強化が画策されています。平成24年度茨城県内の「生活保護受給世帯数（年度平均）」は、19、145世帯です（県保健福祉部：福祉指導課）  
①生活保護を申請した人の親族に対して各地の自治体が、親族の援助が保護受給の要件であるかのように書いた書類を送りつけて申請をしめ出している問題で、厚生労働省は11月8日、「扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現となっていた」と認め、「可及的速やかに改善を図る」よう求める事務連絡を全国の自治体に出しました。茨城県内に徹底してください。

②8月からの生活保護費の切り下げをめぐり、「水戸生活と健康を守る会」は9月25日、水戸市内で生活保護費を受給している90世帯分の不服審査請求書を橋本昌知事あてに提出し、口頭意見陳述の場を設けるよう要望しました。受給者は、対応した県福祉指導課の担当者に「食事は1日2回にしている。食料はスーパーの見切り品を買う。電気料金節約のため、夜でも部屋のあかりを消してテレビを見ている」（男性、60歳）、「風呂は週2回にしている。食べ物はとうふや納豆、もやし」（男性、61歳）、「食べ盛りの子どもが2人いて大変だ。中学校の部活動にお金もかかる。電気、ガス、食品類となんでも値上がりしているのに、なぜ保護費が引き下げられるのか」（女性、46歳）などの声が寄せられています。生活保護費の削減は中止し、8月に削減した分は元に戻してください。

- ③水戸市、古河市では、生活保護担当者に警察官OBを雇っています。国として補助金による警察官OB等の採用奨励をやめてください。
- ④冬季加算が、VI区の場合一世帯月2770円、二人世帯で3580円に減額されました。暖房費用の高騰などを考慮し引き上げてください。エアコンの電気代として夏季加算を実施し、エアコン設置費を一時扶助で行ってください。
- ⑤バス路線が減少している地域では車の保有を認めてください。
- ⑥つくば市の生活保護の地域指定を3級地から2級地に引き上げてください。

## **(2) 障害者総合福祉法の制定を**

- ①総合支援法で低所得者は無料になったと言っても負担上限額は変わりません。一部有料化を無料に戻してください。
- ②障害者福祉サービスは必要とするすべての難病者等が受けられるように拡充をはかってください。
- ③「基本合意」と「骨格提言」にもとづいた「障害者総合福祉法」を制定し、応益負担を見直し、障害者権利条約の批准にふさわしい法整備をすすめてください。
- ④障害者施設職員の賃金を全額国庫負担で引き上げをはかってください。職員配置基準の復活、処遇改善を行い安定して仕事が続けられるよう支援してください。
- ⑤国が進めているアウトリーチモデル事業（訪問医療）を拡大して下さい
- ⑥グループホームに対する一人1万円の家賃補助を自立してアパートで暮らす人にも広げてください。

## **(3) 後期高齢者医療制度**

- ①来年4月からの後期高齢者保険料の値上げを中止するため、財政措置を講じてください。「安定化基金」の活用を促す通知等をだしてください。
- ②茨城県後期高齢者医療広域連合では、滞納者へ短期保険証などの発行を行っています。普通徴収者は、低所得者に限定されており、滞納者に「悪質な人」はいません。被保険者全員に正規の保険証を発行する措置をとってください。普通徴収者の保険料の軽減措置をとってください。
- ③後期高齢者医療制度では、一定程度収入がある人の一部負担割合が判定により3割負担から1割なる場合があります。しかし、基準収入額適用申請書の提出を原則にしていますが、市町村の職権で出来るよう改善してください。（収入は確定申告など税務課で把握できる）

#### (4) 児童扶養手当

年金受給者を除外している児童扶養手当制度を年金受給者も対象にしてください。

#### (5) 年金

① 10月から公的年金の給付額が大幅に引き下げられます。基礎年金（満額支給の場合・月約6万5千円）で年間約2万円、厚生年金の標準世帯（夫婦で月23万円）で年間約7万円もの引き下げとなります。低年金で苦しい生活を強いられている人は多く、加入者の半分近くは年間100万円にも満たず、厚生年金を合わせても月10万円以下の方は1300万人近くもいます。アベノミクスによる円安などで食料品や光熱費などが高騰するなかの年金削減は、生活苦に拍車をかけ、内需をますます冷え込ませ、景気回復にも逆行しています。削減を中止してください。

② 低年金の底上げをはかり生活保護基準以下の年金額は早期に引き上げを行ってください。

③ 公的年金制度の中に、最低保障の仕組みがないのは先進国では日本だけです。当面基礎年金満額の2分の1、3万3千円を受給者全員に支給し、最低保障の仕組みをスタートさせてください。

④ 消費税増税と年金の受給資格を得られる期間の短縮をセットにせず、ただちに受給資格を得られる期間を10年に短縮してください。

#### (6) 医療

① 子ども医療費助成制度の拡大、中学卒業まで医療費無料に

県内では中学卒業までの医療費助成を実施している市町村が24自治体に広がっています。国の制度として所得制限なしの無料化をはかってください。共通の制度の上に地方自治体の独自制度を上乗せしさらに前進させることができます。

② 筑西・下妻医療圏の「中核病院」建設での地元協議が進展しています。国の援助（医療再生臨時交付金）の期限を延長して下さい。

③ 肺炎による死亡率が高くなっています。肺炎の予防接種に国の補助を行ってください。

#### (7) 保育・学童

① 認可・公立を中心に保育所整備をさらに

厚労省の「第1回21世紀出生時縦断調査」によれば、「月齢6ヵ月の子ども

をもつ親が利用したい保育所」では「公立認可保育所」が74.5%、「私立認可保育所」が42.1%と圧倒的であり、「認証保育所など自治体独自の保育施設」18.5%、「認定こども園」17.1%、「家庭的保育（保育ママ）」12.2%になっています。茨城県では「安心こども基金（健やかこども基金）」を活用して、民間保育所等の整備をすすめています。「基金」は期限を切らずに拡充し、公立保育所も含めて建設費、改修費を助成してください。「子ども・子育て新システム」による公的保育の後退でなく、公的責任による保育制度を拡充してください。

#### ②放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実について

政府は2012年8月に児童福祉法を改定し、対象を小学3年生から6年生に拡大しました。水戸市では33小学校に51学級の公設学童保育が余裕教室等で実施され2,100人（原則3年生まで）の児童が利用しています。6年生まで拡大するためには指導員の確保や施設の整備が大きな課題となっています。現状では拡大の保障がありません。

そこで、指導員の処遇改善（現状年間150万円）、余裕教室がない場合の専用施設整備のため、運営費補助（交付金扱いとされる計画）を大幅に増額してください。全国の自治体の状況と課題を把握し、確実に実施されるよう施策を講じてください。

③こどもクラブへの障害児受け入れをすすめられるよう、職員の加配制度を実施してください。

#### （8）介護保険

①介護職員の賃金の引き上げなど処遇改善を行い安定して仕事が続けられるよう支援してください。そのためにも介護報酬の引き上げと合わせて国庫負担割合を引き上げてください。

②国庫補助を充実させ、特別養護老人ホームを増設し待機者を解消してください。

#### （9）国保

①国保に対する国庫補助を増額してください。水戸市は今年度、国保税を9,2%の大幅値上げを実施しました。国の補助が少ないことが赤字の最大の原因になっています。これ以上の値上げを抑えるために、国保に対する国の補助率を医療費総額の50%に引き上げてください。

②18歳未満の子どもがいる世帯への短期保険証の発行は中止してください。

税金滞納は子どもに責任はありません。保険証に差をつけることは、人間としての尊厳が傷つけられ、学校でのいじめの材料にもなりかねません。18歳未満の子どもには資格証明書の発行が禁じられていますが、短期保険証も禁止し通常の保険証を交付する措置を講じてください。

③国保の広域化は中止してください。

国は滞納の増加を逆手にとって、市町村から都道府県へと保険者の広域化を模索していますが、規模を大きくして改善できるものではありません。むしろ市町村の努力や住民の協力を後景に追いやるものです。中止してください。

④国保7・5・2割軽減について、単身世帯も、5割軽減が適用できるようにしてください。

### (10) 雇用

①最低賃金を時給1000円以上にしてください。都道府県平均ではなく全国一律で実施してください。

②時給が2倍になっても、労働日、労働時間が少なくて生活できません。時給と共に月収でも最低賃金を明確にするよう改善してください。

③最低賃金の決定基準は、生活費原則が国際的にも合意されてきました。先進国で「企業の支払い能力」を重視し、決定基準の最重点にしているところはありません。制度を根本的に改めてください。

④「ILO」で重視されている原則は決定基準と共に決定機構についてです。日本では政府に決定権がありますが、審議会方式で、労使公の三者代表が同数同権で参加しています。但し、労働者代表は、24年間にわたり「連合」が47都道府県で独占を続け、全労連、全労協、中立などの労組団体から一切審議委員に選出されず、排除を続けています。明らかに行政側の裁量権乱用であり違法行為です。ただちに改善してください。

⑤最低賃金が生活保護費を下回る「逆転」現象に対し、法改正による「整合性」が取り入れられましたが、生活保護の引き下げや、労働者・国民に不利な計算方法です。新しい最賃法の制定を求めます。

⑥平成33年迄に廃止もしくは売却の方針である雇用促進住宅（台宿雇用促進住宅）を存続してください。雇用促進住宅の定期貸与契約（2ヶ年）制度は廃止し、安心して居住できる住宅にしてください。

### (11) 水道事業

①老朽管更新事業について

水戸市は、水道料金の値上げ理由の一つとして、老朽管更新などの施設整備事業を掲げています。老朽管更新事業に対し厚生労働省の補助がありますが、水戸市は適用要件に合致しないため受けられていません。適用要件の一番が「資本単価」ですが、国の補助要件は有収水量1トン当たり90円以上です。水戸市は74円で下回るため適用外になっています。適用されれば、更新事業費の3分の1が国補助になります。平成20年度と21年度は国の経済対策の一つとして適用要件をなくしたので水戸市も補助が受けられ、更新が進みました。その後、平成22年度以降は適用要件が復活し、受けられなくなりました。茨城県保健福祉部生活衛生課に問い合わせたところ、平成25年度老朽管更新事業の補助を受けている県内市町村は一つもないとのこと。要件の資本単価90円は高すぎて、市町村の現状に合わず、補助が受けられていないのではないかと考えます。市町村の実情に合った補助制度に見直ししてください。

②水道施設の再構築事業等の国庫補助制度を創設し所要の補助金の充実を図ってください。

③水道配水管の耐用年数を見直してください。

④市町村の「高度浄水処理施設」建設に対する補助について

飲料水は、生活上欠かせない命の水となっています。現在、市町村の浄水施設は、沈殿ろ過方式ですが、有機物やカビ臭は取れません。また、下流の浄水施設では、上流域のゴルフ場や水田等から流れ出る残留農薬も心配されています。安心・安全な飲料水を提供するために、大都市や県などは「高度浄水処理方式」を採用しています。古河市では、11月11日（夕）からカビ臭による苦情（2500～4000件）が殺到し、大変な事態になっています。原因は、栃木県小山市羽川の「ため池＝大沼」の放流水であり、カビ臭を取るために「活性炭」を24時間人力で投入していますが、カビ臭は取れず気休めでしかありません。すでに「高度浄水処理」している東京都、茨城県でも常総市で来年4月から使用開始に向けて工事が進められています。常総市の施設建設には、茨城県の前算でと聞いていますが、古河市にも適用して早急に高度浄水施設への改善が必要です。安心して安全な水が市民に供給できるよう要望します。

2013年11月25日

原子力災害対策本部 御中  
総務大臣 新藤 義孝 殿  
文部科学大臣 下村 博文 殿  
農林水産大臣 林 芳正 殿  
経済産業大臣 茂木 敏充 殿  
国土交通大臣 大田 昭宏 殿  
環境大臣 石原 伸晃 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

## 原発事故、放射能被害への対策拡充をもとめる要望書

### (1) 福島事故の原因徹底究明と汚染水の流出をとめてください。

茨城でも海産魚介類の出荷制限により漁協、鮮魚組合、加工組合等が大打撃をうけ、海水浴客も激減しています。汚染水問題解決のため、日本と世界のもてる人的・物的資源をこの大事業に集中させてください。(経済産業省)

### (2) 東海第二原子力発電所の再稼働を認めず廃炉にしてください。

①廃炉を求める県民の署名は30万筆を越え、過半数の市町村議会で廃炉または再稼働中止を国に求める意見書が可決しています。県民の立場にたち、再稼働を認めず廃炉にしてください。(経済産業省)

②東海第二原発の半径30<sup>キ</sup>圏は100万人が暮らす人口密集地です。県が策定する避難計画は実施不可能であり、再稼働は認めないでください。(経済産業省)

### (3) 子どもらの健康調査を実施してください。

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「支援法」)の国の基本方針案では支援対象地域として本県の自治体が指定から除外されました。取手・守谷・常総・つくばみらいの4市は方針案に対するパ

ブリックコメントで指定を求める意見書を提出しました。少なくとも「特措法」指定の市町村を「支援法」対象地域として指定してください。また「準地域」の基準を示してください。

#### **(4) 福島県内から茨城への避難者の要望**

- ①立ち入り禁止区域（大熊町）に住宅を持ちながら、取手台宿雇用促進住宅に居住し都心に勤務、定年退職で帰還しようとしていた矢先の原因事故で帰れなくなった人がいます。避難住民に準じた補償をしてください。(経済産業省)
- ②仮設住宅の使用は毎年申請、1年限定です。避難者は先の見通しが立てられず、不安なかで生活しています。安定した利用ができるよう措置して下さい。
- ③福島現地の除染で線量が下がらなくても工事終了になっています。除染の数値目標を明らかにしてください。(環境省)
- ④原発事後により暮らしが台無しになりました。自宅の管理・区会・遺族会等の様々な団体の会合や冠婚葬祭に出席する際の交通費も賠償の対象にしてください。(経済産業省)

#### **(5) 損害の全面賠償を**

「常陸牛」の販売業者の請求に対し、東電は「常陸牛がブランドだとしても、同種の原材料を他の事業者から調達することが不可能または著しく困難とまでは必ずしも言えない」として、「相当因果関係」を否定しています。干し芋生産者の請求に対して、統一請求書式での請求を拒否し個別直接請求書式による請求でなければ受け付けないとして受理していません。「食品容器の製造業者が得意先に放射能の危惧から金型を引き取られた業者」、「広野町のスーパーにゲーム機をリース設置していたがスーパーが閉鎖され被害を受けた業者」、「薪を燃料としてピザを焼く飲食店において、燃やした薪の灰から、2,000 ベクレル/kgを超える放射性セシウムが検出されて、地元の薪を使用することができず、遠方から取り寄せざるを得なくなった店」、「観光客と別荘への客が途絶え売り上げが激減したお好み焼屋」等々がことごとく「相当因果関係」を認められていません。東京電力茨城支店は、県内22業者に補償の打ち切りを通知しています。被害の完全賠償をあらためて国および東電に求めます。(経済産業省)

#### **(6) 自治体の除染費用等の賠償を**

自治体の賠償請求も解決していません。10月21日現在取手市1億円、守谷市3400万円、つくばみらい市3300万円等の請求に対し一部しか支払われていません。特別の手立てを取ってください。(経済産業省)



## (7) JCO東海事業所における、放射性廃棄物焼却炉建設について

1999年に臨界事故を引き起こした(株)JCO東海事業所が、放射性廃棄物焼却施設を新たに設置しようとしています。同社の説明によれば、「ウラン加工工場で使用していた油類など約100m<sup>3</sup>(200ℓドラム缶換算約500本)の他、布や紙など200ℓドラム缶約200本を約8年かけて焼却する」というもので、近隣の東海村民、那珂市民を始めとする住民の大きな不安をよんでいます。JCOは、昨年、3回の住民説明会を実施したものの住民の理解が得られずにいったん頓挫する形となり、本年10月、東海村、那珂市で各1回の住民説明会を実施しました。住民の不安は、①焼却によって大気中に放射性物質が拡散するのではないか、②排水中に放射性物質が含まれるのではないか、③爆発などの事故が心配、ということでした。JCOは何れも「まったく心配はない」という説明の一点張りですが、多くの住民は納得していません。それは、先にあげた不安に加え、JCOが「油類を敷地内に貯蔵することは好ましくないから(焼却)」と言っても、①焼却によってウランが含まれた灰が敷地内に残る②一部を焼却したとしても大量のウラン廃棄物と放射能汚染された建物、装置は残る。リスクの大きい焼却を、人家が多く、付近には那珂市立の小学校も存在するJCOの構内でやるべきではない③焼却対象がJCOの言っている物に止まるのか(できてしまえば、他の物も燃やされるのではないか心配)という理由によるものです。

「運転期間(=8年)と焼却物について、東海村と念書を結べるか」という住民の当然の要求について、JCOは「考えていない。(住民に配布した)リーフレットが住民の皆さまとの約束ということだ」(10月30日の住民説明会)という誠意のかけらもない態度を示しています。爆発事故等の心配と言う点では、環境省が除染廃棄物などの焼却処理実験を行うため福島県鮫川村に設置した仮設焼却施設で8月29日に発生した焼却炉の爆発事故に加え、千葉県野田市廃油処理工場「エバーグリーン」で11月16日発生した周辺住民を巻き込む大爆発事故によって、住民の不安は増しています。

①JCOの説明によると、「本施設建設計画については原子力規制庁が検討し、文部科学省が認可した」とのことですが、申請内容と認可に当たっての検討内容の詳細を明らかにしてください。(環境省)

②文部科学省は認可をいったん白紙に戻し、広い範囲の住民の意見を直接聴く機会を設けてください。(環境省)

JCO東海事業所でのウラン廃棄物の量：「2013年時点で、200ℓドラム缶で約9,000本（不燃物約8,500本、可燃物約500本）」

#### **(8) 「指定廃棄物」について**

①指定廃棄物処分場問題での茨城県内市町村長会議は、6月末開催以降は開かれていません。「県内で1箇所を集めることを断念し、現状の保管場所で管理を厳重に行う」という選択肢はないのかという発言が知事などからあり、「環境省が持ち帰って検討」となっていました。環境省における検討の進行状況を説明してください。(環境省)

②「現状の場所で厳重に保管」と言うのは、安易な考え方と言わざるを得ません。例えば、那珂久慈流域下水道処理場の場合、標高5メートルの位置にあり、大波や水害によって廃棄物が流される心配があります。常総環境センターの場合も、鬼怒川のすぐそばにあり、台風による水害を受ける可能性があります。遮断型処分場で厳重に保管するという案についての検討状況について説明してください。(環境省)

#### **(9) 霞ヶ浦の汚染対策**

福島第一原発の事故によって、霞ヶ浦流域に降下した放射性物質が流入河川などに集まり、徐々に霞ヶ浦に移動しつつあります。平均水深4mと浅い霞ヶ浦では、風が吹くと波がたち放射性物質を含む底泥が簡単に巻き上げられ、水中を漂い長時間懸濁することになります。水中を漂う底泥は、そのまま岸に打ち寄せられ、浅瀬や岸に堆積したり、水飛沫と共に陸地に飛散したりすることが考えられます。

①霞ヶ浦流入河川の放射性物質調査に関して、環境省は24河川、県は32河川で実施し、全56河川調査が行われていますが、流入河川の放射性物質の調査を詳細に実施し、霞ヶ浦に放射性物質が移動しないよう必要な対策を早急に講じてください。(環境省)

②流域内の団地や工業団地等の雨水調整池での底泥の採取を実施し、高濃度で汚染されている底泥については除去等の対策を実施してください。(環境省)

③霞ヶ浦での漁業者への生業支援を実施してください。(農林水産省)

#### **(10) 東海再処理施設について**

電源が遮断したら、原発と同じように核物質の冷却ができず、危険な状態になります。地震、津波対策がどうなっているのか説明してください。

#### **(11) 「大規模津波・地震防災総合訓練」について**

1 1月9日茨城県と国土交通省が合同で常陸那珂港を会場に「大規模津波・地震防災総合訓練」（約1万人参加）が実施されました。ひたちなか市で震度6弱の地震が発生し、23分後に高さ10.7mの津波が襲った想定になった訓練とされていますが、原発事故の被害想定はなんらされていません。津波と地震だけに限定した訓練を実施した理由（原子力災害を除外した理由）を説明してください。（国土交通省）

## （12）「エコフロンティアかさま」の安全対策を

（財）茨城県環境保全事業団が運営する「エコフロンティアかさま」は、2013年の震災後の非常時対策・応急処置として、県内各地の震災がれきや各地の焼却場で発生した主灰、飛灰（ばいじん）が「エコフロンティアかさま」に運び込まれました。平成23年3月～25年3月までに県内の15公共団体と県内の17民間事業所から搬入されたばいじんの総量は52、217トンとなり、それに含まれる放射性セシウムの総量は672億Bqであることが判明しました。このほかに「エコフロンティアかさま」の溶融炉から排出されたスラグなどを加えると、放射性セシウムは1千億Bqをこえていると思われます。その間（2012年7月以降）宮城県石巻市の被災瓦礫も受け入れ混焼し、埋め立て処分されています。こうして埋め立て処分される放射能を帯びた廃棄物は、農業用シートを使用し傾斜なしで覆土をするなどずさんな処理方法で埋め立てられています。

問題は、放射性セシウムの半減期が約30年であるのに対して、「エコフロンティアかさま」の埋立て最終処分場の寿命は約15年です（遮水シートの保証年数10年、遮水工協会の自主基準でも15年。遮水工敷設完成は2003年）。保証期限は本年、自主基準の15年耐用してもあと5年であり、遮水工の劣化は進行中です。本年3月24日開催の県環境保全委員会に提出された「最終処分場底盤の沈下量」の資料では大震災で185mmもの地盤沈下があったと報告されています。事業団は「遮水シート損傷の兆候は確認できない」としていますが、遮水工に与えたダメージは甚大であったと推定されます。

この処分場の建設については、平成14年7月5日付けで茨城県環境保全事業団理事長角田芳夫氏から県知事橋本昌氏あてに提出された「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」の中で「処理能力算出根拠」の「受入基準」及び処理能力の設定について、「放射性物質及びこれによって汚染されたものは受入禁止」と明記されています。にもかかわらず、上記のように非常事態、応急処理とし

て放射能を帯びた廃棄物が膨大に搬入され埋め立て処分されていますが、本来この処分場にはそれらの廃棄物を処理する能力がないのです。しかも現在の処理の仕方は、極めてずさんであり、場外で漏れ出す危険性は日々高くなっています。

今後、放射性物質が地下水・潤沼川・潤沼を経て那珂川に逆流し、水田・農地汚染、海洋汚染が起きるのは必至です。

これ以上、放射能を帯びた廃棄物を「エコフロンティアかさま」に搬入しないこと、埋め立て処分の方法を抜本的に改める措置をとってください。(環境省)

2013年11月25日

国土交通大臣 大田 昭宏 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

## 要望書

### (1) ハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業は中止に

本年3月、厚生労働省健康局は平成25年度「新水道ビジョン」を発表しました。その第1章「はじめ」の要旨で「平成25年現在、水道をとりまく状況は、水道ビジョンを公表した9年前や改訂した5年前とは大きく変化しました。その一つが、日本の総人口の減少です。統計データによると、日本の総人口は平成22年頃、1億2,806万人を最大値として、以後、減少傾向に転じています。現在の年齢別の人口構成や出生率の状況を踏まえると、今後の人口減少傾向は確定的であり、このことは水道にとって給水人口や給水量も減少し続けることを意味します。水道ビジョンの改訂までの時代は、水道は拡張を前提に様々な施策を講じてきましたが、これからは、給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じなければならないという、水道関係者が未だ経験したことのない時代が既に到来したといえます」と述べています。茨城県の人口も減少時代にはいりました。2012年度の生活水の給水実績は102万6千m<sup>3</sup>/日最大で、既存の市町村水源と安定水利権の合計は113万9千m<sup>3</sup>/日最大であり、新たなダム開発（霞ヶ浦導水、ハッ場ダム、思川開発等）は、まったく不要です。ムダなダム開発の見直しを行ってください。

### (2) インフラの老朽化対策

社会資本の長寿命化が喫緊の課題ですが、維持管理経費は削減され続けてきました。前政権がすすめた「コンクリートから人へ」や「事業仕分け」でも、道路特別会計の廃止や維持・管理予算が大幅削減され、利用者の安全・安心の

確保が困難になっています。県・市町村が管理する「橋」は「長寿命化修繕計画」の策定率も同計画策定にむけた点検実施率も全国比較でワーストです（国交省の調査）。道路・トンネルや橋梁・堤防など公共インフラの安心・安全の確保に向け、維持・管理予算の増額と点検体制を強化してください。

（３）利根川取手中央タウン地先の築堤工事を早期に完成させてください。

（４）自然環境を破壊する稲戸井調節池の掘削工事を中止し、現段階で治水効果の検証を行ってください。

（５）障害者（精神障害）についてバス会社は交通費の半額を補助していますが JR や私鉄には補助制度がありません。同様の補助をしてください。

（６）JR 取手駅東口構内に鉄道事業者としての責任でエレベーター・エスカレーターの早期設置を行うよう JR への指導を行ってください。

（７）JR 常磐線の東京駅乗り入れの早期実現、快速本数を増してください。

（８）常磐線通勤時の混雑解消の為、車両 10 両を 15 両編成にしてください。

（９）相野谷川・北浦川・西浦川の早期改修等、排水・災害対策を促進できるよう中小河川整備への予算を拡充してください。

（10）震災後の小貝川堤防の改修・補強工事を早期に行ってください。

（11）JR 都区内フリーきっぷを復活させてください。

（12）JR 踏切の安全確保に、各踏み切りの歩行者道路の整備・拡幅を指導してください。（取手桑原・井野下踏み切り）

（13）千代田線朝夕の増便、昼間の時間帯の運行を実施してください。（取手駅）

（14）県道「那須烏山御前山線」の下小瀬・那須地区の部分では毎年のように豪雨があるたびに、洪水が発生し交通止め床下浸水があるなど被害に見舞われています。河川の堤防のかさ上げや道路の改修が急務となっていますが遅々として進んでいません。道路改修・緒川の河川改修に対する援助を強めてください。砂利など川に堆積しており堆積物の除去を行うよう県に助言してください。川の流れがスムーズになり、洪水の被害も最小限に食い止められると考えています。

（15）若者の定住を促進するため、住宅建設に対する援助を強めてください。

（16）平成 25 年 4 月現在県内 12 市町村が、国の社会資本整備総合交付金を活用して住宅リフォーム助成制度を実施しています。来年度以降も補助率を引き上げ、「耐震診断助成」、「耐震改修助成」、「住宅リフォーム助成」を実施す

る市町村への助成の拡充をはかってください。

(17) 交通基本法を制定してください。

(18) 国の補助事業において、自治体があらかじめ土地を所有している場合は、補助が受けられません。しかし、土地開発基金で購入しておいて、補助事業が決定した後に、一般会計で買い戻して土地を購入する手法についての意見をお伺いします。

(19) 那珂川無堤防地区(水戸市上国井地区、水府橋下流地区)の早期解決のため、建設計画と予算措置をはかって下さい。

(20) 神栖市海岸の保全について

海岸の浸食が激しく、民家や農地にまで砂が飛んでくるようになっていきます。これまで、防風林の役割を果たしていた松は、枯死が進み、松食い虫対策として消毒剤の空中散布や地上散布をしてきましたが、枯死を止められませんでした。浸食の原因をつきとめて早急に対策を講じてください。防風林の回復をはかってください。

2013年11月25日

内閣府特命担当大臣（防災）

	古屋 圭司 殿
総務大臣	新藤 義孝 殿
経済産業大臣	茂木 敏充 殿
復興大臣	根本 匠 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

### 東日本大震災被害からの生活再建、復旧・復興の要望書

（１）損壊した個人住宅の改修・再建のため、被災者生活再建支援法の適用拡大と支援金の増額を行ってください。商店、工場についても被災者生活再建支援法を適用できるようにしてください。（内閣府防災）

（２）液状化被害住宅では、地盤を改良し基礎を直すのに1千万円もかかる状況です。地盤改良への助成をしてください。（国土交通省）

（３）防災無線（戸別受信機）、防災ラジオ等の普及を促進するため助成を実施してください。（総務省）

（４）「中小企業等グループ補助金」は、平成23年度から平成24年度にかけて、計5回の公募を行い、合計で79グループ、1,432事業者を採択し、総額で約195億円の交付決定が行われました。事業者の業種は、小売業や製造業、旅館業、水産業等多岐にわたり、採択を受けた1,432事業者のうち、およそ1,100の事業者が補助を受けた復旧工事を完了させており、速やかな復旧と事業継続の点でも成果がありました。また、各グループにおいて、復興事業計画に基づき、地域の復興や振興に寄与するような「共同事業」が行われています（県商工労働部：中小企業課）。しかし国は「グループ補助金」事業を被災三県に限定し、茨城県は指定から外しました。茨城県の場合、「津波浸水地域又は警戒区域等」とともに液状化被害が広範にわたり、復旧・復興はこれか



らという地域が多数存在しています。茨城も被災県であり、「グループ補助金」の指定を復活してください。(経済産業省)

(5) 県内被災事業者の二重ローン対策として、平成23年11月に設立されたワンストップ相談窓口である「茨城県産業復興相談センター」と既往債権の買取りを行う「茨城県産業復興機構」がつくられました。相談センターには、これまでに延べ480件の被災事業者からの様々な相談が寄せられましたが、本年5月31日現在で8件の債権買取という状況です。利用拡大を図ってください。(経済産業省、復興庁同席)

(6) 石岡市庁舎は、東日本大震災により「中破」と診断されましたが、現在も1階、2階で勤務が継続され(3、4階は使用中止)、職員・市民の安全が確保されていません。すみやかな建て替えのため、震災復興特別交付税および被災施設復興関連事業債の適用をはかってください。(総務省)

2013年11月25日

文部科学大臣 下村 博文 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

## 要望書

### (1) 冷房設置

小中学校の普通教室の冷房設置に対する国の財政援助を拡充してください。

### (2) 特別支援学校の設置基準

2013年度（5月1日現在）の県内特別支援学校の教室不足は155（プレハブ仮設も不足に加えた数）に達し、18校中8校では10教室以上も不足しています。これらの学校では、特別教室等を普通教室に転用するだけでは足りず、少なくない学校で「圧縮学級」（教室不足のために本来は3クラスのところを2クラスで運営）を実施せざるを得ない状況になっています。普通教室不足を解消してください。特別支援学校の設置基準を定めてください。

### (3) 特別支援学校の教員増員について

特別支援学校は、特別支援教育体制への移行により、小中学校での教育的支援の要請が年々増加しています。特別支援学校の教育条件の低下をまねくことのないように教員の増員を図ってください。

### (4) 学校耐震化の促進について

東日本大震災で県内のほぼすべての小・中学校、県立学校の建物が被害を受けました。再び大規模な地震がおこった際には大きな被害に至ることが懸念されます。大震災前に耐震診断を行った学校については、再度、検査を実施し、検査内容と結果を公表したうえ、必要な学校については直ちに補修・修理を行ってください。学校・公共施設の耐震化のための助成制度を拡充し促進してください。

### (5) 小・中・高校の30人以下学級を制度化をしてください。

安倍内閣のもとで中学3年までの35人学級実現計画の中止など後退してい

ます。35人学級を中学3年生まで早急に実施してください。高校も少人数教育に移行してください。公立学校の非正規職員の正規化をはかってください。

#### (6) 学力テスト問題について

今年は再び「全員対象方式」で実施されました。テスト結果の「市町村・学校順位」は引き続き公表せず、過剰競争を厳に戒めてください。「いっせい学力テスト」は廃止してください。

#### (7) 就学援助制度の周知徹底について

生活困窮度が増し、「貧困の教育への連鎖」が深刻になっています。すべての該当者が活用できるよう、入学時だけでなく、すべての学年に就学援助制度の内容や申請手続きを文書で配布してください。準用保護世帯への国庫補助を復活・拡充してください。

#### (8) 学校統廃合について

「小規模学校」の良さを生かす取り組みが行われる一方で、少子化を理由とした小学校や中学校、高校等の統廃合が推し進められています。長い歴史と伝統を有する学校の廃校は、卒業生の寂寥を誘うだけでなく、その地域の衰退を象徴しています。予算削減のための学校統廃合推進はやめ、「小規模学校」に対し国の助成を強めてください。

#### (9) 「教育の無償化」の前進を

政府は「授業料無償化」をバラマキだとして、「所得制限」の導入など縮小しようとしています。所得制限は、制度の理念を否定し、学校に差別をもちこむものです。高額所得者には、累進制の所得税で負担を求めるべきです。「高校教育の無償化」を求めます。私学助成金を増額してください。

#### (10) 「奨学金制度」の改善

大学授業料のため奨学金利用者が急増しています。しかし卒業後の奨学金借入者がその返済に難渋し、深刻な事態になっています。2013年度の日本学生支援機構の予算財源の構成は民間資金が70%、返還金が26%、国からの支出はわずか4%にすぎません。大学授業料を「無料もしくは低額に抑える」とともに、「給付型奨学金」に転換してください。当面は「有利子貸付制度」を「無利子貸付制度」にしてください。所得連動返済型の奨学金の基準を300万円以下から600万円以下にしてください。

#### (11) 学習塾について

学習塾はどの位学力テストの点数に貢献していますか。通塾している子は何

パーセント位ですか。文部科学省は塾の貢献度をどのようにみていますか、説明してください。

**(12) 医学部の新設**

県内に医学部の設置をはかってください。また、筑波大学の定員を増やしてください。

2013年1月25日

防衛大臣 小野寺 五典 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

### 要望書

- (1) 航空自衛隊の観閲式・航空祭を中止し、その分の予算を震災復興資金にまわしてください。
- (2) 航空自衛隊百里基地周辺住民は騒音被害に苦しんでいます。夜間・早朝の訓練は中止してください。
- (3) 百里基地に多発事故で危険なオスプレイを配備しないようアメリカに約束させてください。
- (4) 大洗町で「ガルパン」ファン向け、自衛隊の実物戦車の展示が行われ、今後も実施の意向を示しています。大洗町は環境・観光・町づくり・都市計画マスタープランなど多面的な実施計画を作成し、観光地として景観を重視しています。戦車を観光目的として展示することは計画を無視するものであり、都市公園法からみても問題があります。中止してください。

2013年11月25日

農林水産大臣 林 芳正 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

### 要望書

(1) 農地・農業を守るために、農事組合法人の設立に対する監視機能の強化について

小泉構造改革の進めた規制緩和策によって、農事組合法人の設立が届け出制になり、法人数が急速に増えていますが、農林水産大臣が解散命令を行った農業生産法人も多くなっています。農業生産法人の設立要件を書類上満たしているだけでなく、農業生産法人が行う事業の生産、販売先等との契約締結書類も提出を求めるべきです。地域農家や農業に悪影響を与えることのないように、地域、及び集落の賛意・推薦等も必要要件にできないか検討願います。

(2) 新規就農や親元就農などの申請種類の簡素化について

申請書類は、市町村の農政課や県の普及センター職員の援助がなければ、複雑で難しく作成できないので、もっと簡素化できないかという声があります。また、政府の農業新規就農支援策は、新規就農等で45歳まで、60歳からも支援策がありながら、45歳から59歳までは何もありません。働き盛りの農業参入者にも支援策の検討を求めます。

2013年11月25日

総務大臣 新藤 義孝 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

### 要望書

(1) 「消防救急無線・指令センター」の整備に関して  
消防救急無線のデジタル化と広域化は別であり、デジタル化の補助は、単独でも広域でも同じであることを県と市町村に通知してください。

(2) 消防組織法改定による、消防広域化の推進は中止し、自治体消防設備の拡充を図ってください。

(3) 刑法が禁じるギャンブルを時限・特例的に自治体が行ってきた公営ギャンブル（県営取手競輪場）は廃止してください。新たなカジノ合法化法の整備は中止してください。

(4) 公務員賃金並びに退職金の減額、非正規化をやめ、公務員が安心して働ける職場と環境を確保してください。

安倍内閣の進めるアベノミクスが、労働者・国民には何ももたらさないものであることが明らかになっている現在、国家公務員の賃金を減額することは、地方公務員の賃金減額へ連動し、更に民間労働者の賃金を引き下げることになっています。

今国会でも、首相自ら内部留保活用した賃金引き上げについて「これからも願います」答弁し、麻生太郎副総理、財務・金融相が経済界に対して同様の要請を行っています。また「デフレ経済から脱却できるかもしれないと多くの企業が考えられる状況になったので、しっかりと（内部留保を）人材に充ててもらいたい」と述べ、今後も経済界への働きかけを行う姿勢を強調しました（日経ニュース）。公務員賃金は、引き下げるでは矛盾することであり賃金の引き下げ、並びに退職金の減額をやめること。上記の事が引き金になって、地方公務員の退職（早期退職も含めて、毎年50～60人）が続出、技能・技術の継承が危うい事態も生まれ、市民サービスの低下にもつながります。また古河市では、保育士の

3人に2人が非正規職員という事態も生まれています。資格を有した保育士を何年も契約更改だけ使用することは問題です。

(5) 水道事業について

- ①再構築資金を確保し安定的な事業運営を行えるよう地方公営企業法に基づく基金制度を創設してください。
- ②水道事業における起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度を拡充してください。
- ③水道事業における公的資金補償金免除繰上償還制度の復活及び公営企業借換債制度の条件を緩和してください。

(6) 合併後の地方交付税について

常陸大宮市では、2014年で合併10周年を迎えますが、その後の5年間で地方交付税の特例措置が毎年減らされることになっています。地方自治体の財政運営を守るために、地方自治体に対する交付税の削減をしないような措置を求めます。



2013年11月25日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

### 要望書

(1) つくば市の公務員宿舎の早急な廃止はやめてください。つくばは、国策によって街が形成されました。今後のまちづくりについて国、県との協議と援助をしてください。

(2) 常陸大宮市では、2014年で合併10周年を迎えますが、その後の5年間で地方交付税の特例措置が毎年減らされることになっています。地方自治体の財政運営を守るために、地方自治体に対する交付税の削減をしないような措置を求めます。

2013年11月25日

総理大臣 安倍 晋三 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
茨城県議会議員 大内 久美子  
茨城県議会議員 鈴木 聡  
茨城県市町村議員団

### 人権救済について

茨城県取手市の故・土井尚義さんは、1948年8月9日付けで旧国鉄札幌鉄道局から懲戒免職処分を受けました。しかし、日本弁護士会連合会は、今年8月28日、内閣総理大臣宛に「同処分は、本来適法な争議行為について労働基本権を違法に剥奪した同年7月31日付公布の政令201号を根拠になされたものであり、(土井氏の)労働基本権及び勤労の権利という人権を侵害した違法な処分であることが認められる。このような労働基本権及び勤労の権利の侵害は、当時我が国が連合国最高司令官総司令部(GHQ)の占領政策の下にあり、同司令部の指令により同政令が公布されたとしても許されるものではない。よって当連合会は、国に対し、可及的速やかに、土井氏の被った被害の回復のため、謝罪と名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告する」と通知しました。この勧告にそった謝罪と名誉回復、補償を含めた適切な措置を講じてください。